

○農林水産省告示第千七百六十一号
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七十三の規定に基づき、
令和二年十一月二日農林水産省告示第二千百二十八号（エジプトから発送されるオレンジその他のシ
トラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラ
ス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・
バラディン、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・ク
レメンティナの生果実に係る農林大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公
布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに對
応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部
分でこれに對応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改	正	後	改	正	前
四 封印	冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低 温処理コンテナー」という。）には、各低温 処理コンテナーごとにエジプト植物防疫機 関による封印がなされていること。	四 封印	海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテ ナー（以下「低温処理コンテナー」という。） には、各低温処理コンテナーごとにエジプ ト植物防疫機関による封印がなされている こと。	四 封印	海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテ ナー（以下「低温処理コンテナー」という。） には、各低温処理コンテナーごとにエジプ ト植物防疫機関による封印がなされている こと。
五 消毒 （略） （三）（一）の消毒は、輸出前に開始され、輸入 検査の開始までに終了していること。	五 消毒 （略） （一）（二）の消毒は、輸出前に開始され、輸入 検査の開始までに終了していること。	五 消毒 （略） （新設）	五 消毒 （略） （新設）	五 消毒 （略） （新設）	五 消毒 （略） （新設）